

えっ 誘拐なの？

愛知県豊橋警察署・豊橋市少年補導委員会

保護者に無断で子どもを連れ回したり、家に泊めたりすることは、未成年者誘拐等の法律に触れるおそれがあります。子どもの同意があっても関係ありません。



桜丘高等学校アニメーション部制作

「親切のつもりだった」「かわいそうだった」は言い訳にしかありません！！